

千葉市新清掃工場建設及び運営事業

落札者決定基準書

平成30年4月

千葉市

《目 次》

1 落札者決定基準の位置付け	1
2 落札者決定の手順	1
(1) 入札参加資格審査	1
(2) 事業提案審査	1
(3) 落札者の決定	2
3 事業提案審査の方法	3
(1) 基礎審査	3
(2) 非価格要素審査	3
(3) 価格審査	6
(4) 総合評価	7

1 落札者決定基準の位置付け

千葉市新清掃工場建設及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者には、施設の整備、運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、民間事業者の選定にあたっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

本落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された事業提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

2 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、図-1 に示すとおりとする。なお、千葉市（以下「本市」という。）が設置した PFI 事業等審査委員会（以下「審査委員会」という）において事業提案書の内容を評価・審査し、最優秀提案を選定する。その結果を受けて本市が落札者を決定する。

(1) 入札参加資格審査

応募者から提出された入札参加資格審査申請書等を基に、入札説明書のⅣ「応募者の入札参加資格要件」に示した事項を満たしているかどうかの確認を行う。入札参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、次段階の事業提案審査に参加できるものとし、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。なお、入札参加資格審査結果については全応募者に対して通知する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

事業提案書類に記載された内容が本落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。

当該要件をいずれも満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むことができるものとする。

イ 非価格要素審査

応募者から提出された事業提案書の内容を評価して得点化する。なお、非価格要素審査に当たってヒアリングを実施する。

ウ 価格審査

入札価格を得点化する。

エ 総合評価

審査委員会は、非価格要素審査と価格審査から、総合評価により最優秀提案を選定する。

(3) 落札者の決定

審査委員会における評価・審査の結果に基づいて、本市が落札者を決定する。

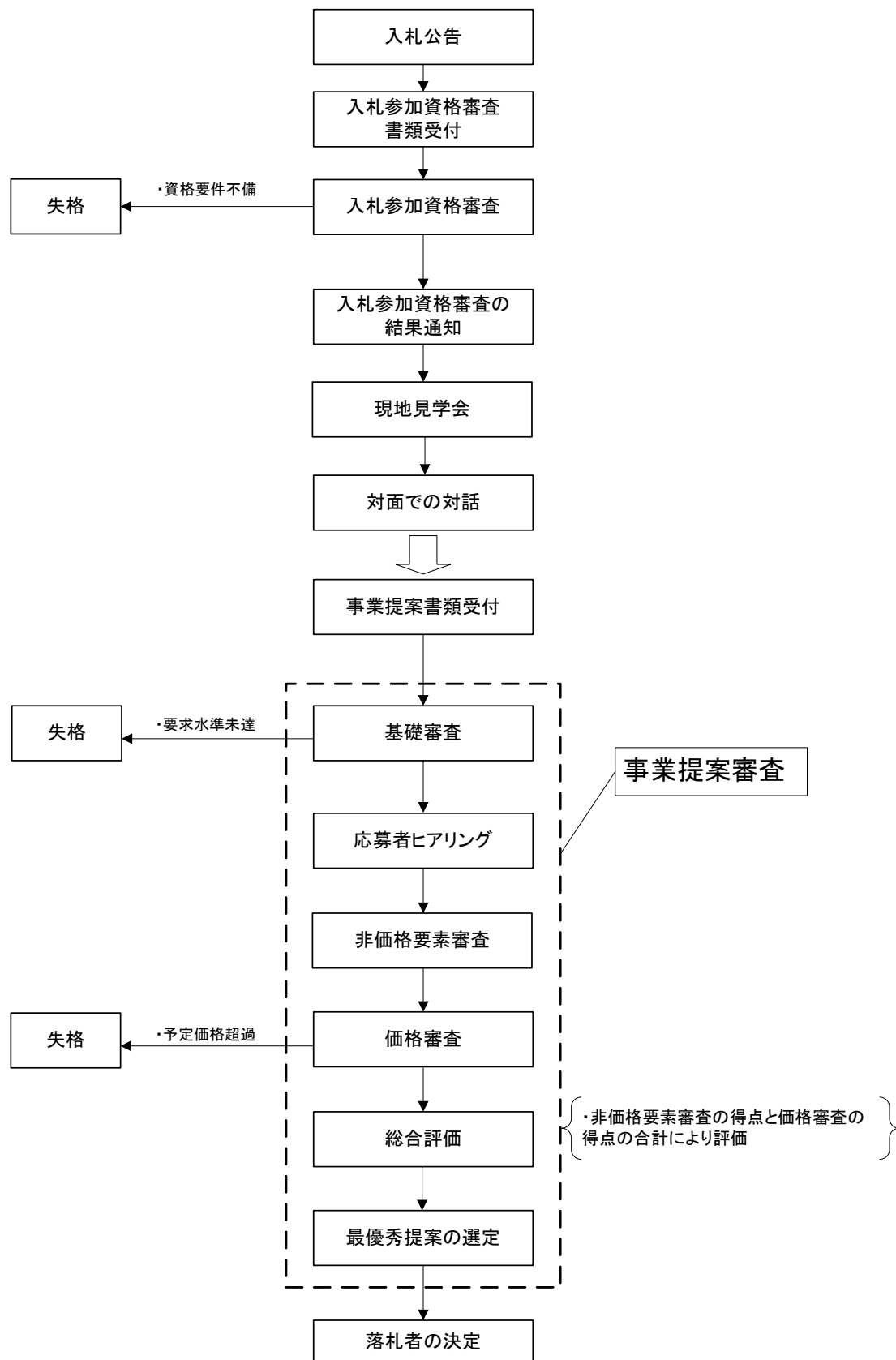


図-1 落札者決定の手順

3 事業提案審査の方法

(1) 基礎審査

応募者が提出した事業提案書により、次に示す基礎審査項目を満たしているかどうかを本市が確認する。

◆ 提出書類の整合確認

- 必要な書類がそろっているか。
- 書類間の整合が図られているか。

◆ 事業提案書の要求水準確認

- 事業提案書の内容が要求水準を満たしているか。

(2) 非価格要素審査

ア 審査項目及び配点

非価格要素審査の審査項目及び配点は、表－２に示すとおりである。

表－２ 非価格要素審査における審査項目及び配点（１／２）

審査項目	評価の視点	配点	様式番号 (枚数)
１ 信頼性、安全性（安全で安定した施設）		40 点	
（１）処理対象ごみへの適合性		23 点	
ア 運転計画	・要求水準書添付資料 10 に示す可燃ごみ等月別搬入見込み量（災害廃棄物除く）に対して、他所灰及び破碎不燃残渣の投入率の検討を踏まえるなど、安定性の担保された年間運転計画（3 炉稼働日数、2 炉稼働日数、全炉停止期間等）の提案がなされているか。	3 点	様式 8-1 (A4 1 ページ以内)
イ 他所灰及び破碎不燃残渣の安定処理	・処理対象物（災害廃棄物除く）の基本的な溶融処理プロセスの説明が、経験及び明確な根拠に基づいたものであり、かつ適切な提案となっているか。 ・1（１）アの年間運転計画における 2 炉運転の場合では、処理対象物（災害廃棄物除く）中の可燃ごみに対する破碎不燃残渣及び他所灰の割合が高くなる。その際においても、公害防止基準（排ガス基準値、溶融スラグの品質基準、飛灰処理物の溶出基準並びにダイオキシン類含有基準、排水基準）を遵守しながら適正処理を行うためのプラントシステムの考え方が経験及び明確な根拠に基づいたものであり、かつ適切な提案となっているか。	20 点	様式 8-2 (A4 10 ページ以内)
（２）プラントの効率的なシステムと安定稼働		17 点	
ア プラントシステムの信頼性	・納入施設における過去のトラブルを踏まえた技術改善（停止トラブル事例等とその改善内容）等に基づき、信頼性及び耐久性があり、安定して使用できるプラントシステム（受入供給設備～計装設備）についての提案がなされているか。また、事故、故障等の予防措置及び機器等の余裕率安全性等の設定は具体的かつ安全な考え方であるか。 ・プラントの点検及び補修が容易であり、トラブル発生時においても迅速に復旧できるプラントシステム（受入供給設備～計装設備）についての提案がなされているか。	6 点	様式 8-3 (A4 4 ページ以内)
イ 公害防止基準値の遵守	・公害防止基準値を確実に遵守するための排ガス、振動、悪臭等の環境項目それぞれの監視方法（測定項目、頻度、箇所等）について、具体的な管理・制御方法、現場点検項目ならびに運転データの分析結果等の活用方法を確認できる提案となっているか。 ・測定機器のメンテナンスの考え方が適切な提案となっているか。	3 点	様式 8-4 (A4 2 ページ以内)
ウ プラントシステムの安全対策	・ヒューマンエラーによる一次災害、二次災害を防止する機能やシステムの構築が、経験に基づき適切な提案となっているか。	3 点	様式 8-5 (A4 2 ページ以内)
エ 人員体制	・同種施設の運転実績や資格を有する専門技術者の配置を考慮した運転管理体制の提案がなされているか。 ・役割分担や 1 班あたりの運転人員数が適切である運転管理体制の提案がなされているか。 ・運転・保全技術の教育等の観点から、人材育成方法の提案がなされているか。	3 点	様式 8-6 (A4 2 ページ以内)
オ 搬入物管理	・排出禁止物の混入確認及び排除方法が、経験に基づいた合理的なものであり、かつ適切な提案となっているか。 ・展開検査の頻度や方法が、経験に基づいた合理的なものであり、かつ適切な提案となっているか。	2 点	様式 8-7 (A4 2 ページ以内)
２ 資源・エネルギーの回収（循環型社会に適応した施設）		18 点	
（１）再資源化		8 点	
ア 副生成物（溶融スラグ、メタル、鉄・アルミ及びその他の金属）の品質管理	・計画ごみ処理量に対する副生成物（溶融スラグ、メタル、鉄・アルミ及びその他の金属）の発生量の算出根拠が適切な提案となっているか。 ・副生成物（溶融スラグ、メタル、鉄・アルミ及びその他の金属）の保管方法、品質の検査方法、搬出方法が適切な提案となっているか。	4 点	様式 8-8 (A4 2 ページ以内)
イ 副生成物（溶融スラグ、メタル、鉄・アルミ及びその他の金属）の有効利用量の活用計画	・副生成物（溶融スラグ、メタル、鉄・アルミ及びその他の金属）の有効利用量、有効利用先についての具体的な提案がなされているか。なお、溶融スラグについて、要求水準書運営・維持管理業務編第 3 章第 10 節(2)に示す再利用実績と同程度の有効利用を今後も見込んでいるが、本市としては、これ以外の溶融スラグの有効利用先、有効利用量の長期的、安定的な確保先の提案を運営事業者に期待する。	4 点	様式 8-9 (A4 2 ページ以内)
（２）最終処分量		6 点	
ア 最終処分排出量	・計画ごみ処理量に対する飛灰処理物の発生量の算出根拠及び発生量の削減に係る提案が適切なものとなっているか。	6 点	様式 8-10 (A4 2 ページ以内)
（３）エネルギー回収の適切性		4 点	
ア 熱回収率（21.5%以上）及び発電量	・エネルギー回収率の算出根拠が、環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 28 年 3 月改定版）」に基づいているか。また、3 炉（基準ごみ）の場合の 21.5%を達成するための具体的な提案が適切に なされているか。 ・ごみ 1 t 当たりの発電電力量が多い提案がなされているか。 ・1（１）アの提案内容と整合が図られ、自家消費電力量の算出根拠が妥当であるか。 ・売電電力量が多い提案がなされているか。	4 点	様式 8-11 (A4 2 ページ以内)

表ー２ 非価格要素審査における審査項目及び配点（２／２）

審査項目	評価の視点	配点	様式番号 (枚数)
３ 建設工事計画の適切性		８点	
（１）工事計画		８点	
ア 全体配置計画	・処理棟及び管理棟等の内部設計計画が合理的で安全な配置・動線計画となった提案がなされているか。 ・各施設の配置計画が合理的かつ効率的な配置計画であり、安全性・利便性の高い動線計画となった提案がなされているか。 ・搬入出車両の計量時の計量待ちを考慮された待機スペースや、出入口等での混雑を考慮した配置・動線計画の提案がなされているか。 ・施設内、敷地内それぞれにおいて見学者、職員等の安全な歩行動線を確保した利便性の高い配置・動線計画の提案がなされているか。 （要求水準書添付資料２（１）及び（２）に示す配置計画並びに動線計画を基本とすること。）	3点	様式 8-12 (A4 2 ページ 以内)
イ 工事管理計画	・解体工事及び建設工事の工程内容が、事業スケジュールを踏まえ適切であるか。 ・周辺施設への振動、騒音、粉じん、濁水等の抑制、防止対策についての提案がなされているか。 ・雨水流出抑制対策の基本的な考え方が適切であり、合理的かつ効果的な提案がなされているか。	3点	様式 8-13 (A4 4 ページ 以内)
ウ 解体工事施工	・ダイオキシン類及びアスベスト等の周辺環境保全対策について、より積極的で具体的な対策の提案がされており、その中で安全確保等の客観性の担保ができる工事・施工管理体制となっているか。	2点	様式 8-14 (A4 2 ページ 以内)
４ 環境保全性（環境にやさしい施設）		８点	
（１）地球環境の保全		８点	
ア 二酸化炭素排出量	・１（１）アの提案内容及び様式 7-5 と整合が図られ、本施設稼働に伴う年間温室効果ガス排出量（補助燃料使用、副資材使用及び購入電力使用由来）が低減された提案となっているか。 ・本施設稼働由来の温室効果ガス削減量（売電由来）が多い提案がなされているか。	5点	様式 8-15 (A4 2 ページ 以内)
イ 省資源・省エネルギーへの対応	・用役使用量の最小化の観点から、省エネルギーに寄与する機器の採用等の考え及び想定される効果についての提案がなされているか。 ・省資源に関する低環境負荷材料（自然エネルギー）の使用の考え方（使用品目、量等）についての提案がなされているか。	3点	様式 8-16 (A4 2 ページ 以内)
５ 防災性、災害時の対策（災害に強い施設）		８点	
（１）非常時のリスクと対策		８点	
ア 非常時のプラント停止	・非常時において、職員の安全を確保しつつ、設備を安全かつ早期に停止状態へ移行させる具体的な提案がなされているか。	2点	様式 8-17 (A4 2 ページ 以内)
イ 停電時の自立再開	・電気事業者からの電力供給が断たれた場合の非常用発電機による自立再開の考え方が、経験に基づき適切な提案となっているか。	2点	様式 8-18 (A4 2 ページ 以内)
ウ 災害時の管理体制	・災害時（水害、地震、火災、停電、故障、その他緊急事態で各々の事象毎別に）の管理体制、連絡体制、運転体制及び運転方法について、具体的な提案がなされているか。 ・用役、消耗品ならびに従業員及び職員の防災備蓄等の災害時の確保方法についての提案がなされているか。	2点	様式 8-19 (A4 2 ページ 以内)
エ 見学者等の緊急避難	・見学者が緊急時にも認識しやすい避難経路及び誘導方法等の提案がなされているか。 ・作業員が緊急時にも認識しやすい避難経路及び避難方法等の提案がなされているか。	2点	様式 8-20 (A4 2 ページ 以内)
６ 啓発機能（環境意識の充実を図った施設）		４点	
（１）展示・学習内容の充実		４点	
ア 展示・学習内容の充実	・ごみ焼却の仕組み、環境保全対策、資源循環型社会に向けた取組など、子供から大人までの多くの人々に理解し、楽しんでもらえる見学内容の提案がなされているか。また、最新技術による見学者への説明用設備の提案を期待する。	4点	様式 8-21 (A4 4 ページ 以内)
７ 事業計画		14点	
（１）全体計画		2点	
ア 事業実施体制	・応募者を構成する各企業の役割分担（業務内容等）と責任分担について具体的かつ適切な提案がなされているか。 ・設計・建設・運営の各段階における実施体制について具体的かつ適切な提案がなされているか。 ・設計・建設・運営の各段階におけるバックアップ体制について具体的かつ適切な提案がなされているか。 ・設計・建設・運営の各段階で要求水準書等の内容を遵守しているかを、応募者自らが確認（セルフモニタリング）し、本市がチェックできる体制及び手法について具体的かつ適切な提案がなされているか。	2点	様式 8-22 (A4 2 ページ 以内)
（２）維持管理計画		6点	
ア 保守管理・修繕計画（プラント）	・本施設を約 30 年間使用することを前提とした、20 年間にわたる効率的な維持管理を行うための提案がなされているか。	3点	様式 8-23 (A4 2 ページ 以内)
イ 保全計画（建築物・外構・植栽）	・本施設を約 30 年間使用することを前提とした、20 年間にわたる効率的な維持管理を行うための提案がなされているか。	3点	様式 8-24 (A4 2 ページ 以内)
（３）リスク管理		6点	
ア 財務の健全性	・財務の健全性確保のため、不測の事態が生じた場合の資金確保方策についての提案がなされているか。	3点	様式 8-25 (A4 2 ページ 以内)
イ 事故防止、保険	・本事業に関して組織体制や施設面におけるリスクの認識と対応策について、想定されるリスクの種類別に提案がなされているか。 ・事故の防止と発生時対応、各種保険の活用（保険種目、契約者、被保険者、保険金額、適用範囲等の特記事項）について、保険の種類別に提案がなされているか。	3点	様式 8-26 (A4 2 ページ 以内)

イ 審査項目の採点基準及び得点化方法

表－２に示す審査項目の採点基準及び得点化方法は、表－３に示すとおりである。

なお、審査項目ごとに、以下に示す５段階評価に基づき、各委員の合議により、当該応募者の得点とする。

表－３ 審査項目の採点基準及び得点化方法

評価	採点基準	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	(配点× 1)
B	AとCの中間程度	(配点×0.75)
C	当該評価項目において優れている	(配点× 0.5)
D	CとEの中間程度	(配点×0.25)
E	要求水準を満たす程度	(配点× 0)

ウ 非価格要素点の算出方法

非価格要素点については70点満点としており、以下の式により算出する。

$$\text{非価格要素点} = 70 \text{ 点} \times (\text{審査項目点数の合計値} / 100)$$

(3) 価格審査

価格点については、30点満点とする。価格点については、次の方法で得点化する。

$$\text{価格点} = 30 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

※得点は小数点第四位を四捨五入した値とする

※入札価格：応募者から提出された入札価格

(4) 総合評価

非価格要素点と価格点の合計値を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案が複数ある場合には、非価格要素点が高い方の提案を最優秀提案とする。なお、非価格要素点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。

総合評価点＝非価格要素点＋価格点
